

ハローワーク情報便

令和 7 年 11 月 (令和7年度 第 8 号)

ハローワーク砺波

〒939-1363 砺波市太郎丸 1 丁目 2-5

TEL 0763-32-2914

小矢部出張所

〒932-8508 小矢部市綾子 5185

TEL 0766-67-0310

ハローワークとなみ
からのお知らせ



◆雇用情勢 [令和7年9月 (10月31日公表)]

有効求人数・・・2,225人 有効求職者数・・・1,827人 有効求人倍率・・・1.22倍 (原数値)

有効求職者数が前年同月比 2.8%増加、有効求人数は同比 5.1%の増加となりました。

有効求人倍率は前年同月を 0.03 ポイント上回りました。求人が求職を上回って推移しており、持ち直しの動きがみられますが、物価上昇等が雇用に与える影響に引き続き注意する必要があります。

[参考]全国の有効求人倍率 1.20 倍(季節調整値) 県内の有効求人倍率は 1.52 倍(季節調整値)

※詳細は 富山労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/>)をご覧ください。

雇用保険の加入や喪失手続きに漏れはありませんか。

雇用保険課から
お知らせ

雇用保険制度は労働者が失業した場合に生活給付を行い、再就職の援助を行う制度です。

一定の要件を満たす労働者は、雇用保険法に基づき事業主や労働者の意思に関係なく加入手続きが必要です。

加入 要件

※所定労働時間(労働者が働くことになっている時間)が週 20 時間以上であること。

※31 日以上雇用見込みがあること。

※季節的な業務に雇用される方(短期雇用特例被保険者)は、週に 30 時間以上かつ
雇用期間が 4 ヶ月を超えること。

加入手続きが漏れていた場合は？

現在未加入であっても、加入すべきであったことが確認された場合には遡って加入できます。雇用保険料が給与から天引きされていたことが賃金台帳等から明らかである場合は当初から、雇用保険料の天引きがされていなかった場合は 2 年まで遡り加入することができます。

喪失手続きが漏れていた場合は？

速やかに喪失手続きを行って下さい。退職された場合だけでなく、現在加入中の方でも、雇用条件や勤務形態が変わり、勤務時間が週 20 時間未満になるなど加入要件を満たさなくなった場合には喪失手続きが必要です。

同居の親族や役員の方は加入できますか？

就業状況や賃金の支払い実態、就業規則や賃金規定の適用状況、他の労働者との比較等により加入の可否を判断しています。

※雇用保険関係手続きに漏れがないかなど、確認を希望される場合は、現在雇用保険に加入している労働者の一覧を交付できますので、安定所までお申し込み下さい。【お問い合わせ先】ハローワークとなみ 雇用保険課

産業雇用安定センター(ジョブ産雇)をご存じですか？

「失業なき労働移動」を目指す人材マッチングの専門機関です！

- ① 離職する従業員の方の再就職をサポート
- ② 人材を確保したい企業に対するサポート
- ③ 「キャリア人材バンク」で高齢者のサポート
- ④ 雇用を維持するための在籍型出向をサポート
- ⑤ 人材育成やキャリアアップの出向をサポート
- ⑥ 社員のスキルアップ・研修のためのセミナー



公益財団法人 産業雇用安定センター(ジョブ産雇)

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10F TEL 076-442-6900

■ご利用時間 9:00~17:00 (土・日・祝日は休み) FAX 076-439-2860



サイジョブさん